

延滞者への利用制限について

【ときがわ町立図書館の実状】

平成27年2月17日現在、返却が遅れている利用者数：186人、本・DVDなどの点数：688点。うち、返却期限が平成26年11月16日までの（3ヶ月以上延滞している）利用者数：41人、本・DVDなどの点数：117点。

現在図書館では、長期にわたり図書館資料を延滞している状態で、他の資料の貸出を求められた場合、早急な返却をお願いした上で、新たな資料の貸出を行っていたが、追加で貸出を行った資料についても延滞したり、特定の資料だけを返却しなかったりといった事例がみられた。

予約がない本であっても、棚に戻るにより多くの方に利用される機会がうまれると考えられる。図書館を利用するすべての方々に、より公平に利用していただけるよう、延滞者に対する利用制限を設けたい。

【他館の状況】

平成19年（2007年）調査時には12自治体で、平成25年（2013年）調査時には20自治体で延滞者に対し貸出禁止等の利用制限を行っている。また、平成24年（2014年）1月1日より埼玉県立図書館でも図書館資料を長期延滞している利用者に対し、館外貸出と資料予約を停止する利用制限を設けている。

【利用制限実施館の例】

館名	延滞日数	制限内容
埼玉県立図書館	30日以上	館外貸出・予約
さいたま市立図書館	60日以上	貸出（延長）・予約（変更含む）
川口市立図書館	15日以上	貸出（延長）・予約
ふじみ野市立図書館	30日以上	貸出（延長）・予約・リクエスト
宮代町立図書館	30日以上	貸出（延長）・予約・既存予約を取消
嵐山町立図書館	3ヶ月以上	貸出・予約
鳩山町立図書館	1ヶ月以上	貸出・予約

【利用制限の根拠】

ときがわ町立図書館条例施行規則第4条

この規則又は館長の指示に従わない者に対して、館長は、図書、資料、及び施設の利用を禁止することができる。